



(指定訪問介護)

ふかわ・くにくさ訪問介護事業所
重要事項説明書

あと会 3Yのころ



医療法人社団 あと会

当事業所はご契約者に対して指定訪問介護サービスを提供します。
事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。

◆◆目次◆◆

1. 施設経営法人.....	1
2. ご利用の事業所.....	1
3. ご利用施設であわせて実施する事業.....	1
4. 職員の体制.....	2
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金.....	3
6. サービスの利用に関する留意事項.....	7
7. 秘密保持と個人情報の保護.....	8
8. 虐待防止の措置について.....	9
9. 身体拘束廃止に向けた取り組みについて.....	9
10. 事故発生時の対応について.....	9
11. 苦情への対応について.....	10
12. 第三者評価の実施状況.....	11

当事業所は介護保険の指定を受けています。
事業所番号：3470108329

1. 施設経営法人

- (1) 法人名 医療法人社団あと会
- (2) 法人所在地 広島市安佐北区落合南一丁目 11 番 22 号
- (3) 電話番号 082-843-1212
- (4) 代表者氏名 理事長 横山 吉宏
- (5) 設立年月 平成4年10月8日

2. ご利用の事業所

- (1) 事業所の種類 指定訪問介護
- (2) 事業の目的 医療法人社団あと会が開設するふかわ・くにくさ訪問介護事業所が行う指定訪問介護の事業は、居宅において要介護状態にある高齢者に対し、適切な訪問介護を提供することを目的とする。
- (3) 事業所の名称 ふかわ・くにくさ訪問介護事業所
- (4) 事業所の所在地 広島市安佐北区上深川町186番地1
- (5) 電話番号 082-840-1840
- (6) 管理者名 瀬尾 恵子
- (7) 運営方針 事業所の訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事その他の生活全般にわたる援助を行う。
- (8) 開設年月 平成27年3月1日
- (9) 通常の事業の実施地域 広島市安佐北区 高陽・亀崎・落合地域
- (10) 営業日 月曜日から日曜日
(ただし年末年始は除く)
- (11) サービス提供時間 午前9時から午後6時

3. ご利用施設であわせて実施する事業

事業の種類		事業者指定年月日	定員
施設	ユニット型介護老人保健施設	平成16年10月1日	100人

居 宅	通所リハビリ 介護予防通所リハビリ	平成 16 年 10 月 1 日 平成 18 年 4 月 1 日	40 人
	通所リハビリ (2 単位目) 介護予防通所リハビリ (2 単位 目)	平成 27 年 10 月 1 日 平成 27 年 10 月 1 日	
	通所リハビリ (3 単位目) 介護予防通所リハビリ (3 単位 目)	平成 27 年 10 月 1 日 平成 27 年 10 月 1 日	10 人
	ユニット型短期入所療養介護 ユニット型介護予防短期入所療 養介護	平成 16 年 10 月 1 日 平成 18 年 4 月 1 日	
	訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーショ ン	平成 22 年 8 月 1 日 平成 22 年 8 月 1 日	—
	訪問看護 介護予防訪問看護	平成 16 年 10 月 1 日 平成 22 年 5 月 1 日	
	訪問介護 介護予防・日常生活支援総合事 業における第 1 号訪問事業	平成 27 年 3 月 1 日 平成 29 年 4 月 1 日	—
	夜間対応型訪問介護	平成 27 年 3 月 1 日	
	定期巡回・随時対応型訪問介護 看護	平成 27 年 3 月 1 日	—
	通所介護 介護予防・日常生活支援総合事 業における第 1 号通所事業	平成 15 年 4 月 1 日 平成 29 年 4 月 1 日	30 人
	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	平成 12 年 4 月 1 日 平成 18 年 4 月 1 日	
	居宅介護支援事業	平成 16 年 10 月 1 日	—

4. 職員の体制

【主な職員の配置状況】

職種	常勤	非常勤	職務の内容
管理者	1 名	—	事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

サービス提供責任者	1名	—	指定訪問介護の利用の申し込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、指定訪問介護の提供に当たる。
訪問介護員	6名	4名	指定訪問介護の提供に当たる。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者のご家庭に訪問し、下記のサービスを提供します。当事業所が提供するサービスについて、

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> (1) 利用料金が介護保険から給付される場合 (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|---|

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、介護保険負担割合証に記載された利用者負担の割合に応じた支払いとなります。

【サービスの概要】

○身体介護

ご契約者の身体に直接接触して行う介助、そのために必要な準備や後始末、日常生活に必要な機能の向上のための介助や専門的な援助を行います。

○生活援助

身体介護以外の訪問介護であって、掃除、洗濯、調理などの日常生活の援助を行います。

サービス区分		サービス内容
身体介護	①起床介助	起床、それに伴う着替えや整容の介助を行います。
	②就寝介助	就寝時の着替え、おむつ着用等の介助を行います。
	③排泄介助	おむつ交換、失禁の世話、差し込み便器の介助、トイレへの移動介助又は見守り・誘導等を行います。
	④衣服の着脱介助	寝間着や日常着の着脱の介助を行います。
	⑤整容介助	身繕いを整えることを介助します。整容、美容、爪切り等が含まれます。

	⑥ 身体 の 清拭・洗髪	身体を清潔に保つため、全身又は、部分的に体を拭きます。洗髪、手浴、足浴、など頭髪や手足を直接洗うことも含まれます。
	⑦入浴介助	浴室への誘導や見守り、入浴中の洗浄等を行います。ただし、本人が全く自立で移動できない場合等には、入浴サービス等の他のサービスが必要です。
	⑧食事介助	食事の介助で、全面介助、一部介助又は見守りを行います。配膳から後片付けまで含まれます。
	⑨体位交換	じょくそうの防止等のために、1日何回か体位交換を行う際の介助を行います。
	⑩服薬管理の支援	医師の指示の下に服薬管理の支援を行います。
	⑪通院等の介助	病院への通院、買い物等の外出の際に付き添います。車椅子での移動や歩行の介助を行います。利用者やヘルパーの交通費は、原則として利用者負担です。
生活援助	①調理	利用者のための食事の調理、配膳、食後の後片付け、食品の管理を行います。利用者以外の家族等の食事の調理は含まれません。
	②住居の掃除・整理整頓	家屋内の掃除、ゴミ捨て、布団干し、日常生活用品等の整理整頓等を行います。場所は、利用者が日常使用している居室、台所、トイレ、風呂場等です。
	③洗濯	日常的な衣類の洗濯、洗濯物の取り込み整理、小物のアイロンがけのほか、ボタン付けや衣類のほつれの修繕など、専門的技術が必要なく、短時間でできる範囲内の補修を行います。
	④買い物	日用品や食料品など生活必需品の買い物を行います。買い物に伴う金銭管理には十分注意し、常に利用者の確認を得ながら行います。自宅から買い物に行くことが原則ですが、派遣時間の関係で訪問前に買い物を行う場合には、利用者等と十分相談し買い物の内容を確認のうえ行います。
	⑤薬の受け取り	病院等への薬の受け取りや、役所等への事務的な手続（連絡等）を行います。
	⑥衣服の入れ替え等	季節ごとの衣服の入れ替え、寝具の交換を行います。

※ ご契約者に対する具体的なサービスの実施内容、実施日及び実施回数は、居宅サービス計画（ケアプラン）を踏まえた訪問介護計画に定められます。

【加算対象サービス】

以下のサービスは、介護報酬の加算対象となっています。ご利用

の際には、介護保険負担割合証に記載された利用者負担の割合に応じた額を追加料金としてご負担いただきます。

①初回加算

新規に訪問介護計画書を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回若しくはその属する月にサービス提供した場合、又はその他職員の訪問時に同行した場合。

②緊急時訪問介護加算

計画外の訪問介護を緊急に行う場合。

③生活機能向上連携加算

理学療法士等と連携してサービス提供を行う場合。但し、Ⅰ、Ⅱの加算は併算しません。

④口腔連携強化加算

事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合。

⑤同一建物減算

事業所と同一建物に居住する者に対して、サービス提供した場合。

⑥特別地域訪問介護加算

別に厚生労働省が定める地域に当該事業所が所在する場合。

⑦特定事業所加算

厚生労働大臣の定める基準により、個別職員研修を行っている等、質の高いサービスを実施していると認められた場合。

⑧認知症専門ケア加算

(1) 認知症専門ケア加算Ⅰ

- ・ 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の者が利用者の100分の50以上の場合
- ・ 認知症介護実践リーダー研修修了者を認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の者が20名未満の場合は1名以上、20名以上の場合は1に、当該対象者の数が19を超えて10又は端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置し、専門的な認知症ケアを実施した場合
- ・ 事業所の従業員に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的開催した場合。

(2) 認知症専門ケア加算Ⅱ

- ・ 加算Ⅰの要件を満たし、かつ、認知症介護指導者養成研修修了者を1名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施した場合
- ・ 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者が利用者の20%

以上の場合

- ・介護、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、実施した場合

⑧介護職員等処遇改善加算

介護職員に対して、事業所が国の定める処遇改善を適正に実施している場合。

【自己負担額】

サービス区分に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額：別紙参照）をお支払い下さい。

（注）身体介護と生活援助に要する時間に応じて、利用料金が異なります。

①被爆者健康手帳をお持ちで「被爆者訪問介護利用料助成金受給資格認定通知兼受給者証」の交付を受けている方の利用者負担金は無料とします。

②2人の訪問介護員が共同でサービスを行う必要がある場合（下記参照）は、ご契約者の同意の上で、通常の利用料金の2倍の料金をいただきます。

（例）・体重の重い方の入浴介助等の重介護サービスを行う場合
・暴力行為などが見られる方へサービスを行う場合

※別紙のサービスの利用料金は、実際にサービスに要した時間ではなく、訪問介護計画に基づき決定されたサービス内容を行うために必要な標準的な時間に基づいて計算します。

※介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

（2）介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

【サービスの概要と利用料金】

通常の実業実施地域以外の地区の方が当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。（通常の実業の実施地域を超えた地点から路程キロメートル当たり10円）

※経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由についてご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求いたします。

お支払方法は原則口座振替となります。なお振替日はサービス利用の翌月26日(休日の場合は翌営業日)となります。

(4) 利用の中止、変更、追加

①利用予定日の前に、ご契約者の都合により、訪問介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者申し出て下さい。

②サービス利用の変更・追加の申し出に対して、訪問介護員の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

6. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う訪問介護員

サービス提供時に担当の訪問介護員を決定します。ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数の訪問介護員が交替してサービスを提供します。

(2) 訪問介護員の交替

①ご契約者からの交替の申し出

訪問介護員の交替を希望する場合には、その訪問介護員が不適当と認められる事情や交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問介護員の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定の訪問介護員の指名はできません。

②事業者からの訪問介護員の交替

事業者の都合により、訪問介護員を交替することがあります。訪問介護員を交替する場合は契約者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

(3) サービス実施時の留意事項

①定められた業務以外の禁止

契約者は「5. 当事業所が提供するサービス」で定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することはできません。

②備品等の使用

訪問介護サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。訪問介護員が事業所に連絡する場合の電話等も使用させていただきます。

(4) サービス内容の変更

サービス利用時に、ご契約者の体調等の理由で予定されていたサービスが実施できない場合には、サービス内容の変更を行います。その場合、事業者は、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

(5) 訪問介護員の禁止行為

訪問介護員は、ご契約者に対する訪問介護サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

①医療行為

②ご契約者やその家族等からの高価な物品等の授受

③ご契約者の家族等に対する訪問介護サービスの提供

④ご契約者やその家族等の同意なしに行う喫煙

⑤ご契約者やその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動

⑥その他契約者やその家族等に行う迷惑行為

7. 秘密保持と個人情報の保護

(1) 利用者及びその家族に関する秘密保持

①当施設は、サービス提供する上で知り得たご利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。

②この秘密を保持する業務は、契約が終了した後も継続します。

(2) 個人情報の保護

①当施設は、あらかじめ同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、ご利用者の個人情報を用いません。またご利用者の家族情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限りサービス担当者会議等でご利用者の家族の個人情報を用いません。

②当法人は、ご利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については責任を持って管理し、また処分の際にも第三者に見られることを防止します。

8. 虐待防止の措置について

(1) 当事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとします。

- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催
- ② 虐待の防止のための指針の整備
- ③ 看護師等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施
- ④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の配置
- ⑤ その他虐待防止のために必要な措置

9. 身体拘束廃止に向けた取り組みについて

当事業所では、身体的拘束により利用者の行動の抑制をいたしません。ただし、自傷他害のおそれがある等、利用者もしくは他の関係者の生命もしくは身体を保護するといった、緊急かつやむを得ない場合は、管理者が判断し、身体的拘束により行動の制限をさせていただくことがあります。その際は、利用者本人やご家族に対して、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間帯、期間等を所定の説明書を使用し詳細に説明し、同意を得たのち行います。また、常に身体拘束を実施せざるを得ない状況か検討し、必要がないと認めた場合には、ただちに身体的拘束による行動の制限を解除いたします。

10. 事故発生時の対応について

当施設において、サービスの提供中に事故が発生した場合、事故の内容に応じて以下のとおり速やかに対応します。

- (1) 契約者に医療を要する事故（骨折・創傷等）が発生した場合
 - ① サービスを提供した職員又は第一発見者は、速やかに応急処置を行い医師・看護職員に報告します。
 - ② 発生状況・受傷状況を確認し、ご家族に至急連絡するとともに、必要に応じて協力医療機関等に受診します。
 - ③ 事故検討委員会（法人内）にて事故原因の調査・分析を行い、契約者やご家族に誠実に説明します。
- (2) 契約者の財物が破損・紛失した場合
 - ① サービスを提供した職員又は第一発見者は、発生状況をサービス提供責任者に報告し、サービス提供責任者より速やかにご家族へ連絡します。

② 事故検討委員会にて事故原因の調査・分析を行い、契約者やご家族に誠実に説明します。

※上記いずれの場合にも、事故が当施設の過失により発生した場合は、速やかに損害賠償を行うものとします。

※また、必要に応じて関係市町村へ報告し、再発防止のための助言や指導を受ける場合があります。

1 1. 苦情への対応について

(1) 当事業所における苦情への対応

当事業所における苦情やご相談に応じる体制は次のとおりです。

1. 苦情解決責任者：理事 真下一策

2. 苦情受付担当者：サービス提供責任者 瀬尾恵子

3. 苦情受付電話番号：082-840-1840

4. 苦情解決の方法

① 苦情は面接や電話、書面にて随時受け付けます。事務所にも苦情受付ボックスを設置していますので、ご利用下さい。

② 受付担当者は事業所職員・介護支援専門員等に状況を確認します。

③ その後、苦情解決委員会（法人内）にて協議の上、苦情解決責任者が申出人と誠意を持って話し合い、解決に努めます。

④ その際、申出人は第三者委員の立会いや助言を求めることができます。第三者委員は苦情内容の確認、解決案の調整、改善事項の確認等を行います。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

安佐北区厚生部健康長寿課介護保険係	所在地 広島市安佐北区可部3丁目19番22号 (安佐北区総合福祉センター内) 電話番号 082-819-0621 FAX 082-819-0602 受付時間 8:30~17:00
広島県国民健康保険団体連合会	所在地 広島市中区東白島町19番49号 電話番号 082-554-0783 FAX 082-511-9126 受付時間 8:30~17:15
広島県社会福祉協議会	所在地 広島市南区比治山本町12-2 電話番号 082-254-3411 FAX 082-252-2133 受付時間 9:00~16:00

1 2. 第三者評価の実施状況

実施の有無	無
実施した直近の年月日	—
実施した評価機関の名称	—
評価結果の開示状況	—

※この重要事項説明書は、厚生省令第37号（平成11年3月31日）第8条の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

契約締結に当たり上記重要事項説明書に従って説明を致しました。

年 月 日

(事業者) 広島市安佐北区落合南一丁目11番22号
医療法人社団あと会
理事長 横山 吉宏 印
説明者名

附則

この重要事項説明書は、平成27年3月1日から施行する。
この重要事項説明書は、平成27年8月1日から一部改正する。
この重要事項説明書は、平成30年4月1日から一部改正する。
この重要事項説明書は、令和元年10月1日から一部改正する。
この重要事項説明書は、令和2年6月1日から一部改正する。
この重要事項説明書は、令和3年4月1日から一部改正する。
この重要事項説明書は、令和4年10月1日から一部改正する。
この重要事項説明書は、令和6年4月1日から一部改正する。
この重要事項説明書は、令和6年6月1日から一部改正する。